グリーンプリンティング工場認定委員会規程

平成１８年７月１日制定
平成１９年１２月１２日改定
平成２８年３月１日改定
一般社団法人日本印刷産業連合会

第１条　本規程はグリーンプリンティング工場認定規程（以下「工場認定規程」という。）第５条第１項に基づき設置するグリーンプリンティング工場認定委員会（以下「認定委員会」という。）について定める。

第２条　認定委員会の委員構成は次のとおりとし、会長が委嘱を行う。

学識経験者	２名以内
マスコミ関連有識者	２名以内
環境関連団体・機関有識者	３名以内
印刷ユーザー企業有識者	６名以内

第３条　認定委員会内に委員長を置く。
２．委員長は委員の互選により選出する。

第４条　認定委員会は年間４回以上開催することとし、委員長が招集する。

第５条　認定委員会は工場認定規程第５条第２項、第６条第４項、第１６条第２項並びに第２２条について審査・認定作業を行う。

第６条　認定委員会委員に対し、認定委員会開催時に審査・認定作業の報酬・料金所得として、所定の報酬と交通費を支払うものとする。支払額は別途定める。

第７条　認定委員会委員の任期は２年とする。
２．補欠または増員により就任した委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

付則
１．本規程は、平成１８年７月１日から発効する。